公示番号:19a01138 国 名:ウガンダ

担当部署:社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第二チーム

案件名:カンパラ首都圏都市開発マスタープランプロジェクト詳細計画策定調査(環

境社会配慮)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:環境社会配慮

(2)格付:3号

(3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2020年2月下旬から2020年3月下旬まで

- (2) 業務 M/M: 国内 0.4M/M、現地 0.33 M/M、合計 0.73M/M
- (3)業務日数:
 - 国内準備 5 日、現地業務 10 日、国内整理 3 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3)提出期限:2月5日(12時まで)
- (4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型)) >業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。 なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020 年 2 月 18 日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16 点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

(2)業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験40 点②対象国又は同類似地域での業務経験8 点③語学力16 点④その他学位、資格等16 点

類似業務	環境社会配慮にかかる各種業務
対象国/類似地域	ウガンダ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

ウガンダ共和国(以下、ウガンダ国)の大カンパラ首都圏(Greater Kampala Metropolitan Area、以下 GKMA)は、2014 年時点で中心部に 150 万人の人口を抱え(Uganda Bureau of Statistics 2017)、また周縁部も含めると約 300 万人の人口を抱える中規模都市である (KCCA 2012)。同国の GDP の 1/3 は大カンパラ首都圏で生産されており、産業分野では国内の生産プラントの約7割が集中している。このような国内の経済の中心地にあって、人口は順調な増加を見せており、今後2020年代前半には人口が500万人を超えるとの見通しがある(KCCA 2012)。

このような大カンパラ首都圏の成長見通しに対し、ウガンダ政府は 2012 年に世界銀行の支援を受けて総合 KPDP'を策定し、その政府承認を行っている。本来であれば、同 KPDPは大カンパラ首都圏の開発を導く文書として積極的な活用が求められるが、策定過程で関係機関の巻き込みが不十分であったことも影響し、現在までに十分に活用されていない。加えて、計画を実施していくためのプラットフォームがウガンダ政府内に未整備であることや、特にカンパラ市の中心エリアにおいては、より詳細な地区別計画²を策定し、開発を管理するようなニーズも生じている。

上記の背景を踏まえ、ウガンダ政府より日本政府に対し、大カンパラ首都圏の都市開発マスタープランの更新や地区別計画整備のための開発調査型技術協力の要請がなされた。これに対し、JICA は①総合 KPDP(KPDF 及び KPDP)の更新、②KPDP の実施・モニタリングプラットフォームの設置、③KCC エリアにおける地区別計画策定のためのガイドライン策定、③同ガイドラインに基づく地区別計画策定(パイロット事業1)、及び④策定された地区別計画の優先プロジェクトの実施を通じた計画実施能力強化(パイロット事業2)を成果(案)とする協力にかかる詳細計画策定調査(本調査)を実施するに至った。

なお、我が国の「対ウガンダ国 国別開発協力方針」(2017年7月)では、重点分野の一つとして、「経済成長を実現するための環境整備」が掲げられており、JICA の国別分析ペーパー(2015年3月)でも、カンパラ首都圏の交通改善のために道路整備を推進することが重要としている。これらの都市機能整備の協力も包含する総合的な計画として大カンパラ首都圏における都市開発マスタープランを更新し、また地区別計画も整備することは、上記重点分野が目指す「経済成長を実現するための環境整備」に資するものである。

1 総合 KPDP は次の二つの文書から構成され、本協力ではいずれについても更新予定。

① Kampala Physical Development Framework(以下、KPDF): Kampala Special Planning Area(以下、KSPA)を計画対象エリアとする。

② Kampala Physical Development Plan(以下、KPDP): 主に Kampala Capital City Area(以下、KCC エリア)を計画対象エリアとする。

² 地区別計画の策定対象地域は KCC エリア内を想定。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発調査型技術協力プロジェクトのスキーム及び JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)の内容を十分理解の上、他業務従事者や調査団員として参画する JICA 職員等と情報共有・協議しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。

具体的な業務内容は下記のとおり。

(1) 国内準備期間(2020年3月上旬)

- ① 担当分野に係るウガンダ国における法律、政策、既存資料等をレビューする。
- ② 担当分野に係る我が国及び他ドナーの事業実施状況をレビューする。
- ③ 詳細計画策定調査に対する調査計画、方針、面談先等を検討し、JICA 社会 基盤・平和構築部及びウガンダ事務所と事前に連絡・調整の上、現地渡航 前の対処方針会議に出席し、現地における業務内容を整理する。
- ④ 業務計画書(英文)を作成し、JICA社会基盤・平和構築部による内容確認を受けて、提出を行う。
- ⑤ 主要な面談先に対する担当分野に係る質問票(案)(英文)を作成する。
- ⑥ 詳細計画策定調査報告書(案)(和文)の目次案について、とりまとめを 担う都市開発・計画/GIS 団員の支援を行う。

(2) 現地業務期間(2020年3月中旬~2020年3月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所に業務計画書を提出の上、打合せに参加する。
- ② ウガンダ側の政府、ドナー、その他関係機関等との面談等を通じて、以下にかかる情報収集・分析・提案を行うと共に、担当分野にかかる議事録と収集資料リストを作成する。なお、本協力は「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」に分類されることが見込まれるため、本調査においてもジェンダー主流化の観点から、「都市開発・地域開発におけるジェンダー主流化のための手引き」(2015年2月版)を参照し、調査を行うこと。。
 - (ア) ウガンダ国および大カンパラ首都圏の社会状況、経済状況、自然状況、貧 困状況
 - (イ) ウガンダ国の戦略的環境アセスメント(SEA)、環境影響評価(EIA)、住 民移転等に関する組織、制度、法律、環境基準等
 - (ウ)環境社会配慮、住民移転の手続き及び制度運用状況(工程、所要期間、費用負担、ステークホルダー協議の実施状況等)
 - (エ) 大カンパラ首都圏の公共施設及び社会サービス概況 (公園、緑地、保健医療、教育等)
 - (オ) ジェンダー配慮にかかる動向(ウガンダ政府、ドナー、その他関係機関)
 - ③ 上記を踏まえた以下の説明、検討、提案等にかかる支援

³ 手引きリンク: https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_07_urban.pdf

- (ア) ウガンダ国関係機関に JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容を説明 し、理解を得る
- (イ) 予備的スコーピングの実施及び本協力に係る環境社会配慮調査内容の提案
- (ウ) SEA の実施手段(ステークホルダーの設定、シナリオの検討方法、プロセス等)の提案
- (エ)本協力の実施における環境社会配慮上の留意事項の抽出(自然環境や住民移転等に留まらず、貧困削減、ジェンダー、社会文化的固有価値、社会的弱者といった視点からも検討すること)
- ④ 調査団及びウガンダ側関係機関と協議の上、担当分野に関する M/M (案)、 R/D (案)及び事業事前評価表 (案)の担当分野に関連する部分の作成に協力する。
- ⑤ 担当分野について本協力で再委託が想定される業務内容を検討し、再委託業務の TOR 案を作成するとともに、同業務を想定しつつローカルコンサルタントに関 する情報 (組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等) を収集する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を調査団内及び JICA ウガンダ事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2020年3月下旬)
 - ① 事業事前評価表(案)の作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告すると共に、本協力開始に必要な検討事項にかかる助言を行う。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)(別添:議事録及び収集資料)をとりまとめを担う都市開発・計画/GIS団員に提出する。
 - ④ 情報公開用の環境社会配慮調査結果(案)(英文)の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野) 和文1部 (JICA 社会基盤・平和構築部)

なお、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇔ドーハ/ドバイ⇔ウガンダを標準とします。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

現地業務期間は 2020 年 3 月 12 日~3 月 21 日を予定していますが、多少前後する可能性があります。同じく参団予定の<都市開発・計画/GIS>団員、<都市交通/都市環境インフラ>団員は 2020 年 3 月 2 日~3 月 21 日の予定です。JICA から参加する団員(総括・協力企画)は 2020 年 3 月 14 日~3 月 21 日の予定です。

- ② 現地での業務体制
 - (ア) 総括 (JICA)
 - (イ)協力企画(JICA)
 - (ウ) 都市開発・計画/GIS (JICA が別途契約コンサルタント)
 - (エ)都市交通/都市環境インフラ(JICA が別途契約コンサルタント)
 - (オ)環境社会配慮(本コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容
 - ア)空港送迎 あり
 - イ)宿舎手配 あり
 - ウ) 車両借上げ 全行程に対する移動車両の提供
 - エ)通訳傭上 なし
 - オ) 現地日程のアレンジ あり
 - カ)執務スペースの提供 なし

(2)参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当JICA社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第二チームにて配布します(TEL:03-5226-8143/kitamatsu.yuka@jica.go.jp/担当:北松)。イ)については、調達部契約第

<u>kitamatsu.yuka@jica.go.jp</u>/担当:北松)。イ)については、調達部契約第 一課代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、下記のとおりメールをお送 りください。

ア)提供資料

- ・コンタクトミッション(2019年11月実施)報告書
- 要請書
- イ)提供資料

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

提供依頼メール:

- ・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
- 本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、 複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後 に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて 頂きます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上